



厚生労働省群馬労働局発表
平成29年8月7日

【照会先】
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 松村 光代
賃金指導官 飯泉 幸男
(電話) 027-896-4737

報道関係者 各位

平成29年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤 佳彦 高崎経済大学教授）は、本年7月7日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定の諮問」を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月7日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額783円」とする旨の答申を行った。

この「時間額783円」は、現行の群馬県最低賃金（759円）を「24円」引き上げるものです。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

1 答申のあった時間額	783円
2 現行の時間額	759円
3 対前年引上額	24円
4 対前年引上率	3.16%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最低賃金額	696円	707円	721円	737円	759円
対前年引上額	6円	11円	14円	16円	22円
対前年引上率	0.87%	1.58%	1.98%	2.22%	2.99%